

H31年版 建築関係法令集 法令編

「追録」の取り扱いについて

1. 使用にあたって

表紙の記載事項をよく読んでください。特に、表紙の「【注意事項】追録の試験会場への持ち込みについて」をよく読み、必ず守ってください（ダウンロード版には記載ありません）。

（注意） 建築士試験会場で使用する法令集及び追録には、改正内容やメモの書き込み・切り貼り等は、決して行わないでください。

2. 収録法令の参照方法と試験の適用範囲

◆収録法令・条文一覧のうち、下欄【1】の法令は、すでにお使い頂いている「平成31年版 建築関係法令集 法令編」（以下「本編」）には掲載されておりませんので、これらは追録を参照してください。

◆収録法令・条文一覧のうち、下欄【2】は「本編」に掲載されているものの一部が改正されたものです。改正後の内容は、追録を参照してください。

【1】「本編」に掲載されていないもの

| 収録法令 | 条文 |
|---------------------------------|----------------|
| ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 | 第25条 |
| ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 | 第14条の2～第14条の10 |
| ● 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 | 第4条の2 |

【2】「本編」に掲載されているものの一部が改正されたもの（★マークは条文番号も改正されたもの）

| 収録法令 | 条文 | 本編頁 |
|----------------------------------|---|--|
| ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 | 第14条(便所) 第15条(ホテル又は旅館の客室) 第17条(駐車場) 第18条(移動等円滑化経路) 第22条(増築等に関する適用範囲) 第26条(道路管理者の権限の代行)★(旧25条) 第29条(報告及び立入検査)★(旧28条) | p448 p448 p449 p449 p452 p452 p453 |
| ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 | 第8条(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請) 第13条(法第23条第1項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準) 第14条(法第23条第1項第二号の主務省令で定める安全上の基準) | p456 p456 p457 |
| ● 移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準を定める省令 | | p469 |
| ● 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 | 第4条(通行障害建築物の要件) | p489 |
| ● 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則 | 第3条(令第4条第一号及び第二号の国土交通省令で定める場合) 第4条(令第4条第一号の国土交通省令で定める距離) | p496 p496 |
| ● エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令 | 第17条(空気調和設備等)★(旧14条) | p570 |
| ● 建築士法施行規則 | 第6条の3(処分の公告) | p666 |
| ● 都市計画法施行令 | 第8条(都市計画基準) 第16条の2(農林水産大臣への協議に係る土地の区域) | p770 p774 |
| ● 駐車場法施行令 | 第7条(自動車の出口及び入口に関する技術的基準) | p1048 |